

木更津市中心市街地活性化協議会

富士見通り活性化部会

令和7年度第1回会議次第

令和8年2月19日（木）午後2時30分から
木更津市役所駅前庁舎6階 中央公民館第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 正副会長の互選について

(2) 富士見通り歩道再整備について

(3) 富士見通りほこみち利用ルールブック（案）について

3 その他

4 閉 会

「木更津市中心市街地活性化協議会」とは

木更津市中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項について協議する。また、木更津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

(活動内容)

- (1) 木更津市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (2) 木更津市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 木更津市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 木更津市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他協議会の目的に沿った活動の企画及び実施

(構成員) 27 団体

日本大学、木更津商工会議所、一般社団法人まちづくり木更津、木更津市富士見通り商店街振興組合、木更津東部商店街振興組合、木更津一番街商店街振興組合、中央地区まちづくり協議会、大和町親交会、東日本旅客鉄道株式会社、日東交通株式会社、小湊鐵道株式会社、一般社団法人千葉県タクシー協会、一般社団法人木更津市観光協会、一般社団法人かずさ青年会議所、イオンモール株式会社イオンモール木更津、大和リース株式会社千葉支店、日本賃貸保証株式会社、君津信用組和本店、京葉銀行木更津支店、館山信用金庫木更津支店、千葉銀行木更津支店、千葉興業銀行木更津支店、千葉信用金庫木更津支店、木更津市

「富士見通り活性化部会」とは

富士見通り沿道の事業者や商業団体、自治会等の多様な主体が一体となり、富士見通りの活性化に向けた取組を推進すること及び木更津市中心市街地活性化協議会の目的に資する活動を行う。

(構成員)

名簿参照

富士見通り活性化部会設置要綱

(設置)

第1条 富士見通り沿道の事業者や商業団体、自治会等の多様な主体が一体となり、富士見通りの活性化に向けた取組を推進すること及び木更津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の目的に資する活動を行うため、協議会規約第6条第2項に基づき、富士見通り活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、別表に定める関係団体等により組織する。

2 部会の目的を達成するため、委員会を設置することができる。

(会長及び副会長)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は部会の事務を総括し、部会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、一般社団法人まちづくり木更津において処理する。

(その他)

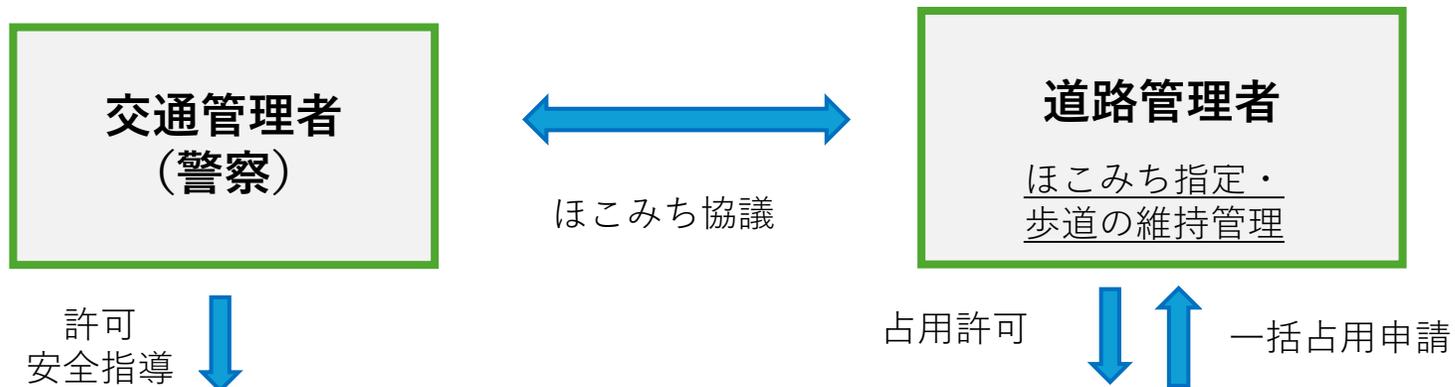
第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表

あんとわーぷ
金網硝子店
大衆酒場せんべろ
宝家
房総海鮮 Restaurant KURO
by Cassetête
Cafe by blue
CAFE&baru ハコ+
Japanese dining RAZZ
木更津造園建設業協同組合
木更津ライオンズクラブ
木更津ロータリークラブ
木更津商工会議所
一般社団法人まちづくり木更津
木更津市富士見通り商店街振興組合
中央地区まちづくり協議会
東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター
一般社団法人木更津市観光協会
千葉興業銀行 木更津支店
日本貸貸保証株式会社
木更津市



木更津市中心市街地活性化協議会（1次占有者）

主催イベントの企画・運営

2次占有者への許可・使用料徴収・指導・協力

日常的な清掃

許可・協力
資機材レンタル ↓ ↑

利用申請・利用料

沿道店舗・キッチンカー・イベント業者・その他団体・個人等（2次占有者）

例 オープンカフェ、看板・宣伝、ベンチ・テーブル、フラワーポット、マルシェ、フェス、フリーマーケット、ワークショップなど

木更津市中心市街地活性化協議会

ほこみち運用ルール決定

主催イベントの開催決定

2次占有者への許可等

日常的な清掃

富士見通り活性化部会

ほこみち運用ルールの検討、協議会に提案

主催イベントの検討、運営等

日常的な清掃協力等



コーディネーター

(イベント企画提案・運営・
出店調整)

スケジュール

- R8.2～ 部会で運用ルール案を検討・策定
- R8.3 中心市街地活性化協議会で運用ルール決定
- R8.4～ 活用団体への説明、イベント開催に向けた準備

富士見通り ほこみち 利用ルール ブック

令和 8 年〇月〇日制定

木更津市中心市街地活性化協議会

目次

【富士見通りの概要】	2
【利用条件】	2
【利用時間】	2
【利用区画】	3
【利用料金等】	5
【物品の貸出料金】	6
【利用料金等の減免】	7
【物品の持込】	7
【管理責任、免責及び損害賠償】	7
【利用料金等の納付】	7
【キャンセルの取り扱い】	8
【関係法令の遵守】	8
【周辺環境・景観に関する配慮】	8
【苦情対応】	8
【利用後のお願い】	9
【注意事項】	9
【利用者情報の取り扱い】	9
【利用・申請フロー】	10
【お問い合わせ】	11
【各種様式】	12

【富士見通りの概要】

木更津駅から港へとまっすぐ伸びる「富士見通り」は、みなとまち木更津を象徴する人気の散策スポットです。2026年10月にはリニューアルを迎え、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として生まれ変わりました。（完成まで：生まれ変わります。）

約700メートルにわたる通りには、ゆったりくつろげるロングテーブルやベンチ、涼を感じられるミストシャワー、陽ざしをやわらげるタープシェードを設置。さらに、“和ハーブ”をテーマにした植栽や天然芝が広がり、四季の香りを楽しみながら心地よい時間を過ごせます。

富士見通りでは、木更津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）が主体となり、さまざまなイベントの開催や誘致、沿道の美化活動を行っています。訪れる人々が集い、楽しみ、交流できる、にぎわいあふれる空間づくりを進めています。

誰もが気持ちよく利用できるよう、以下に富士見通りほこみち利用に関するルールを定めます。

【利用条件】

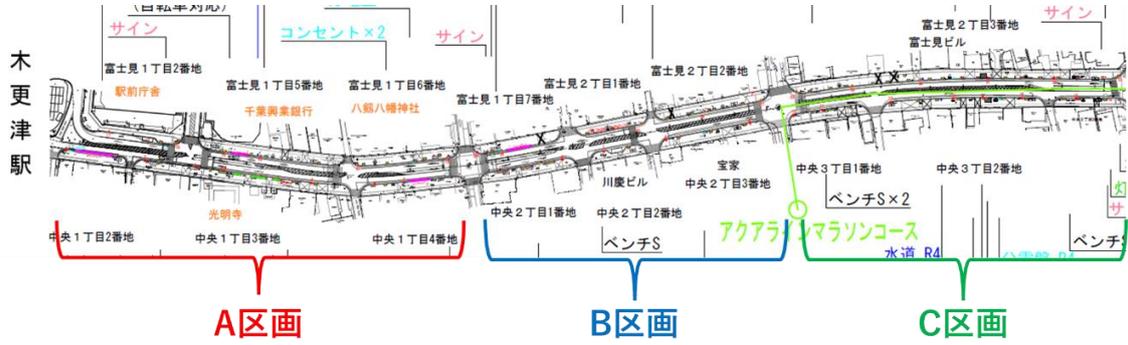
- ・富士見通りの賑わいを創出する内容であること。
- ・公序良俗に反する内容でないこと。
- ・暴力団、その他反社会的勢力と関係を有しない個人・団体であること。
- ・政治活動や宗教活動を目的とした内容でないこと。

【利用時間】

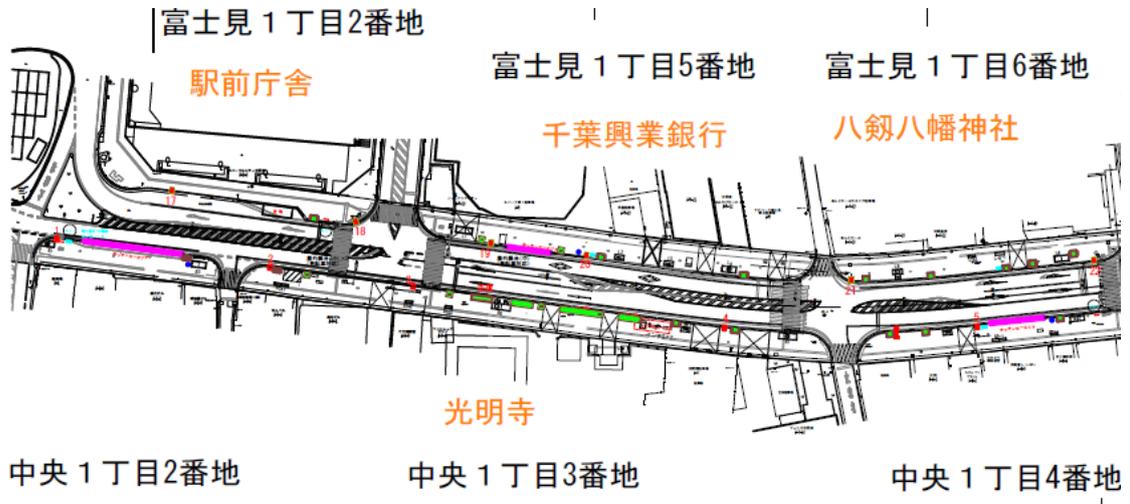
- ・原則、9：00から20：00まで（準備・撤収含む）
時間外に利用する場合は、事前に協議すること。

【利用区画】

●全体図

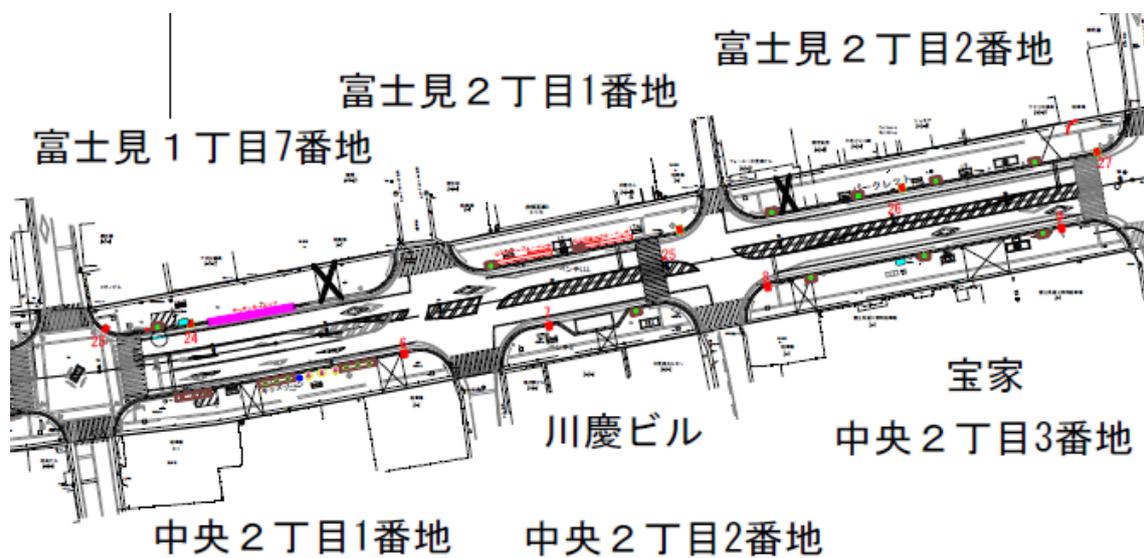


●A区画 (駅側：駅前～郵便局通り)：A-1 ~ A-O

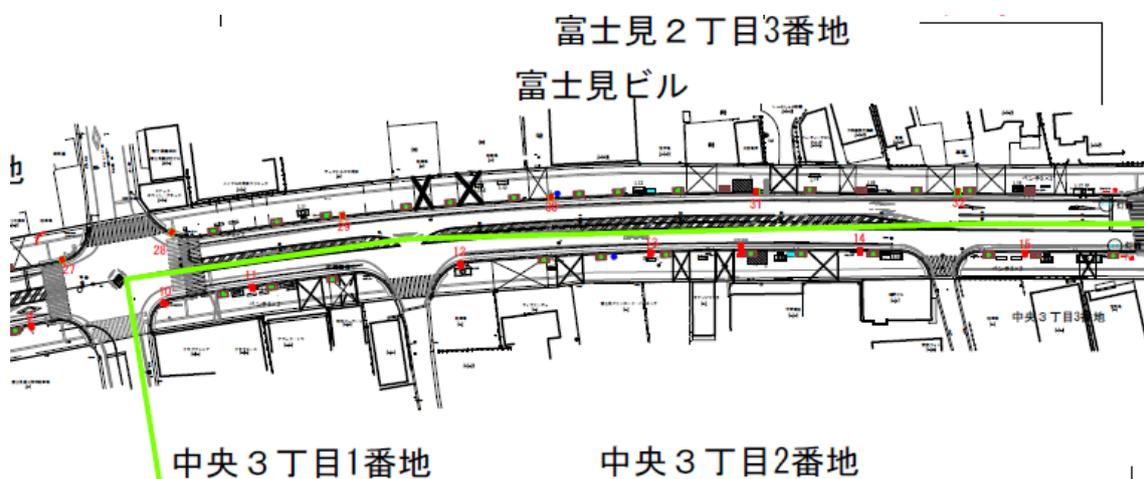


キッチンカースペース

●B区画（中間：郵便局通り～都計道中畑線）：B-1 ～ B-O



●C区画（港側：都計道中畑線～県道木更津富津線）：C-1 ～ C-O



【利用料金等】

		A区画	B区画	C区画	
区画サイズ		1区画2.5m×5.0m(想定)			
利用形態	キッチンカー出店	○	○	×	
	テント/屋台出店	○	○	○	
	展示・パフォーマンス <small>※販売行為が発生しないもの全般</small>	○	○	○	
	その他、上記以外の形態	※ご相談ください			
区画利用料	キッチンカー出店	昼の部 9：00-15：00	2,880円 (3,168円)	2,400円 (2,640円)	— —
		夜の部 15：00-20：00	2,400円 (2,640円)	2,000円 (2,200円)	— —
		終日 9：00-20：00	5,280円 (5,808円)	4,400円 (4,840円)	— —
	テント/屋台出店	昼の部 9：00-15：00	2,880円 (3,168円)	2,400円 (2,640円)	1,920円 (2,112円)
		夜の部 15：00-20：00	2,400円 (2,640円)	2,000円 (2,200円)	1,600円 (1,760円)
		終日 9：00-20：00	5,280円 (5,808円)	4,400円 (4,840円)	3,520円 (3,872円)
	展示・パフォーマンス	昼の部 9：00-15：00	1,440円 (1,584円)	1,200円 (1,320円)	960円 (1,056円)
		夜の部 15：00-20：00	1,200円 (1,320円)	1,000円 (1,100円)	800円 (880円)
		終日 9：00-20：00	2,640円 (2,904円)	2,200円 (2,420円)	1,760円 (1,936円)
	その他、上記以外の形態		※内容に応じて決定します		

+

電源使用料	1,000円	/日
水栓使用料	300円	/日

+

ワンタッチテント（1張）（ウェイト含む）	1,000円	/日
折り畳みテーブル（1台）	500円	/日
折り畳みチェア（1脚）	500円	/日

※注 金額は税抜きです。

（ ）は市外事業者の料金です。

※考え方↓

・区画利用料基準額（キッチンカー・テント・屋台・展示・パフォーマンスなど）

終日 9:00~20:00（11時間） 4,400 円（市外 4,840 円）

昼の部 9:00~15:00（6時間） 2,400 円（市外 2,640 円）

夜の部 15:00~20:00（5時間） 2,000 円（市外 2,200 円）

※1区画 2.5m×5.0m想定、1時間 400円、市外は1割増し、

展示・パフォーマンス等は半額、税抜き

A区画（駅側：駅前～郵便局通り）利用料＝基準額×1.2

B区画（中間：郵便局通り～都計道中畑線）利用料＝基準額×1.0

C区画（港側：都計道中野畑沢線～県道木更津富津線）利用料＝基準額×0.8

・電源使用料 1,000 円/日 500円から2,000円が一般的

・水栓使用料 300 円/日 1,000円で200円から400円

【物品の貸出料金】



ワンタッチテント（ウェイト含む）（W300×D200×H237/157）
1張 1,000 円/日



折り畳みテーブル（W180×D60×H70/40）
1台 500 円/日



折り畳みチェア（W86×D50×H80）
1脚 500 円/日

※貸出物品保有数（予定）

ワンタッチテント 10張、折り畳みテーブル 20台、折り畳みチェア 40脚

【利用料金等の減免】

・木更津市が主催、共催または事務局等として利用するイベント及び協議会が公益上特に必要と認めるイベントは、利用料金等を減免することができます。

【物品の持込】

・火器器具、発電機等の持込、使用は可能ですが、消火器の設置を含め、来場者や歩行者の安全が確保できるよう対策を取ってください。

・複数日にまたがる利用の場合、持ち込み物品は毎日撤去してください。撤去が困難な場合は、事前に協議が必要となります。その場合は夜間も警備員を配置するなどの対応をお願いします。

・機材等を設置する場合は強風等により倒壊しないようしっかり固定するとともに、舗装を保護するため、必ず設置物の下に養生を施してください。

・キッチンカーを設置する場合は、舗装を保護するため、キッチンカーの下に養生を施してください。

・延長コード、ホースなどは利用者が準備し、歩行者転倒防止措置を講じてください。

【管理責任、免責及び損害賠償】

・利用期間中に発生した事故、盗難、破損等については、利用者自身のみならず関係業者やその他関係者（参加者、見学者等）の行為であっても、故意過失を問わず協議会は一切責任を負いません。

・搬出入（車両の乗り入れ含む）、歩行者の整理、誘導、警備、事故防止、盗難防止については、利用者側で責任を持って行ってください。

・利用者は、賠償責任保険（生産物賠償責任保険（PL 保険）、施設賠償責任保険等）に加入し、利用日の5営業日前までに証書等の写しを事務局へ提出してください。

・イベントによる歩道、設置物の破損、傷、着色等が確認された場合は、利用者の責任において復旧してください。

・テント等の貸出物品を破損または紛失した場合は、利用者の責任において、賠償してください。

【利用料金等の納付】

・利用料金、物品の貸出料金等は、利用日の5営業日前までに納付してください。

- ・ 期日までに納付が確認できない場合は、利用承認を取り消します。

【キャンセルの取り扱い】

- ・ 利用者都合によるキャンセルは、利用日の7日前から利用料の100%に相当する金額のキャンセル料が発生します。
- ・ 利用者の責に帰することができない事由（災害等の危険）によるキャンセルは、キャンセル料は不要です。
- ・ キャンセルに伴う返金事由が発生した場合は、納付いただいた利用料から手数料（振込・換金手数料）を差し引いた金額を返金します。
- ・ キャンセルに伴う損害について、協議会は、一切の責任を負いません。

【関係法令の遵守】

- ・ 利用の際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。
- ・ 関係機関との調整や届出が必要になる場合は、利用者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行い、利用日の5営業日前までに許可書等の写しを事務局へ提出してください。

【周辺環境・景観に関する配慮】

- ・ 歩行者の通行が優先されるため、通行に支障が出ないようにしてください。その対策が不十分な場合や歩行者の通行が妨げられている場合は、イベントの中止を要請する場合があります。この場合、中止に伴う損害について、協議会は、一切の責任を負いません。
- ・ 公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や歩行者が心地よいと感じるイベント運営を心がけてください。歌唱を伴う音楽イベントについては、実施場所を限定する場合があります。なお、近隣からの苦情等により、音量制限や内容の変更をお願いする場合があります。
- ・ 景観形成重点地区であるため、設置物の高さ、規模、形態、色彩等について、周辺景観と調和のとれたものとするよう努めてください。

【苦情対応】

- ・ 実施内容に対する苦情は、誠意をもって、利用者にて対応してください。

- ・事務局に寄せられた苦情についても、利用者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を事務局にご報告ください。

- ・歩行者や周辺施設から苦情が寄せられた場合は、イベントの中止を要請する場合があります。この場合、中止に伴う損害について、協議会は、一切の責任を負いません。

【利用後のお願い】

- ・原状回復に努め、周辺を含めて清掃を行ってください。
- ・利用時に発生したゴミについては、当日すべて持ち帰ってください。
- ・アンケートの協力と実施風景等の写真提供をお願いします。

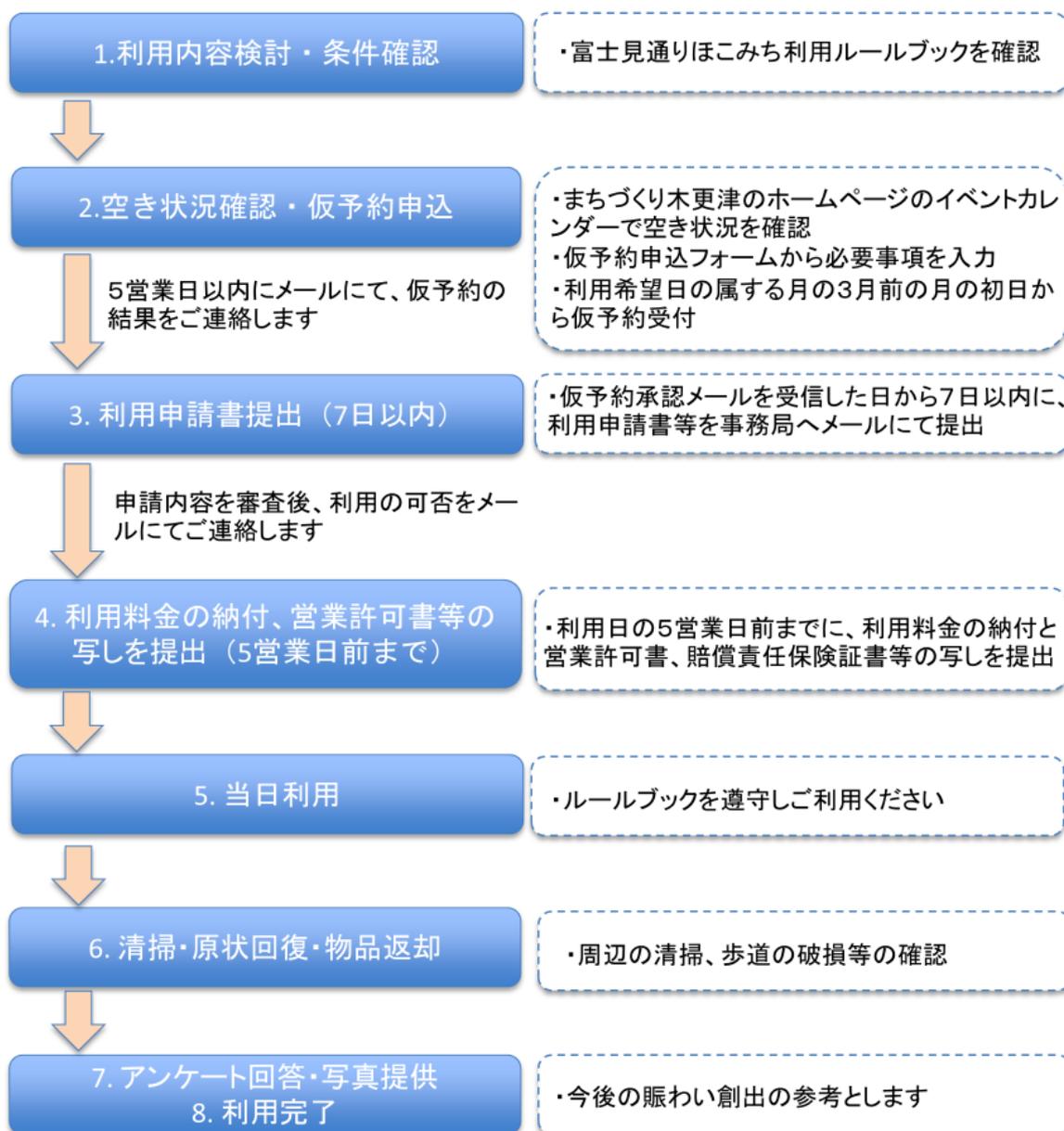
【注意事項】

- ・利用者・関係者の喫煙、ポイ捨てはご遠慮ください。
- ・歩行者の通行の妨げになる行為は禁止します。
- ・道路管理者（木更津市）、交通管理者（木更津警察署）、一次占用者（木更津市中心市街地活性化協議会）からの指示には必ず従ってください。

【利用者情報の取り扱い】

- ・協議会が入手した利用者情報は、プライバシーポリシーに基づき適正に管理します。ただし、道路管理者（木更津市）、交通管理者（木更津警察署）から要請があった場合は、情報提供することがありますので、ご了承ください。

【利用フロー】



※営業日：事務局（まちづくり木更津）の営業日のこと（土曜、日曜、祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く日）

1. 利用申請は、木更津市中心市街地活性化協議会の事務局（一社まちづくり木更津）で受け付けます。富士見通りほこみちルールブックを確認してください。
2. まちづくり木更津ホームページのイベントカレンダーで利用希望日の空き状況を確認し、仮予約申込フォームから、必要事項（団体名、住所、メールアドレス、電話番号、利用希望日時、利用希望区画等）を送信してください。仮予約の申込は、利用希望日の属する月の3月前の月の初日から受け付けます。（例：利用希望日が7月15日の場合、4月1日から受付）

事務局から、5営業日以内に、メールにて、仮予約の結果をご連絡します。仮予約を承認する場合は、利用申請書等を送付します。（メールが届かない場合は、電話にてお問い合わせください。）

3. 仮予約承認メールを受信した日から7日以内に、利用申請書等を事務局へメールにて提出してください。

申請内容を審査し、利用の可否をご連絡します。利用を承認する場合は、利用承認書と請求書を送付します。

4. 利用日の5営業日前までに利用料の納付と営業許可書、賠償責任保険証書等の写しを提出してください。
5. 当日は、ルールブックを遵守し、ご利用ください。
6. 利用後は、周辺の清掃、歩道の破損等の確認、借用物品の返却を行ってください。
7. 後日アンケートを送付しますので、写真の提供と併せてご協力をお願いします。

※営業日：事務局（まちづくり木更津）の営業日のこと（土曜、日曜、祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く日）

【お問い合わせ】

木更津市中心市街地活性化協議会 事務局 一般社団法人まちづくり木更津

MAIL machidukuri-2@outlook.jp

TEL 0438-38-6430

HP <https://www.kisarazu-machizukuri.com/>

【各種様式】

(様式 1)富士見通りほこみち利用申請書

(様式 2)富士見通りほこみち利用申請時チェックリスト

(様式 3)富士見通りほこみち利用取消・変更申請書

(様式 4)富士見通りほこみち利用料返還申請書

(様式 5)富士見通りほこみち利用承認書兼請求書

(様式 6)富士見通りほこみち利用申請却下通知書

受付番号	
受付日	

富士見通りほこみち利用申請書

以下のとおり、富士見通りのほこみち利用を申請いたします。

1. 申請者

団体名			
団体代表者名 または個人名			
住所	〒		
担当者 (現場責任者)	氏名	電話	※当日、連絡が取れる番号をご記入ください。
		MAIL	

2. 実施内容

イベント名 (仮称可)			
実施概要			
実施希望日 及び区画	1	令和 年 月 日 () : ~ : 区画	
	2	令和 年 月 日 () : ~ : 区画	
	3	令和 年 月 日 () : ~ : 区画	
	4	令和 年 月 日 () : ~ : 区画	
集客予想人数	人		
オプション	電源使用 ※1 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	水栓使用 ※1 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	ワンタッチテント借用 <input type="checkbox"/> あり (張) <input type="checkbox"/> なし		
	折り畳みテーブル借用 <input type="checkbox"/> あり (台) <input type="checkbox"/> なし		
	折り畳みチェア借用 <input type="checkbox"/> あり (脚) <input type="checkbox"/> なし		
備考			

※1 専用の鍵が必要となります。

鍵、借用物品の受け渡し、返却は事務局 ((一社) まちづくり木更津) と調整をお願いいたします。

※これ以降は、任意のイベント企画書でも代用可能です。

レイアウト

レイアウトをご記入ください（人物・什器等）。

イベントのイメージ

下記にイベントのイメージ（写真・スケッチなど）をご記入ください。

以上

富士見通りほこみち利用申請時チェックリスト

富士見通りほこみち利用をご検討いただきまして、ありがとうございます。利用申請書をご提出いただくにあたり、下記チェックリストの項目に同意のうえ、チェックして、自署または記名押印いただき、スキャンしてメールにてご提出いただきますようお願いいたします。

木更津市中心市街地活性化協議会 事務局（一般社団法人まちづくり木更津）

カテゴリ	チェック	No.	ご確認いただきたいこと
申込	<input type="checkbox"/>	1	申請者は、「富士見通りほこみち利用ルールブック」、「申請書」の内容を確認し厳守します。
申込	<input type="checkbox"/>	2	申請者は、暴力団、その他反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、確約します。
申込	<input type="checkbox"/>	3	申請者は、申請内容と異なる配置や内容で実施することはありません。
申込	<input type="checkbox"/>	4	消防（催物開催届出）、保健所（食品等を取り扱う場合の各種届出）などへの申請が必要な場合及び賠償責任保険の加入は、申請者が手続きを行います。
実施	<input type="checkbox"/>	5	利用期間中に発生した事故、盗難、破損等については、申請者自身のみならず関係業者やその他関係者（参加者、見学者等）の行為であっても、故意過失問わず当協議会は一切の責任を負いません。
実施	<input type="checkbox"/>	6	申請者は、利用後は原状復帰に努め、周辺を含めて清掃を行います。利用時に発生したゴミについても、当日すべて持ち帰ります。
実施	<input type="checkbox"/>	7	申請者は、イベント実施中に、道路管理者（木更津市）、交通管理者（木更津警察署）、一次占有者（木更津市中心市街地活性化協議会）から指導や要請があった場合は速やかに対応します。
中止	<input type="checkbox"/>	8	悪天候、暴風などの理由により、イベントの安全が確保されない場合に、事務局からイベント実施中に中止の要請をすることがあります。
中止	<input type="checkbox"/>	9	周辺から騒音等の苦情があった場合、誠実に対応をお願いします。対応いただけない場合は、事務局からイベント実施中に中止の要請をすることがあります。
中止	<input type="checkbox"/>	10	その他、事務局の判断でやむを得ず、イベント実施中に中止の要請をすることがあります。
中止	<input type="checkbox"/>	11	上記 8～10、その他の理由でイベントが中止になった場合に、利用料の返金はありません。（災害その他、利用者の責に帰することのできない事由を除く）

記入日： 年 月 日

申請者： _____ 印

受付番号	
受付日	

富士見通りほこみち利用変更・取消申請書

以下のとおり、富士見通りほこみち利用の予約を変更・取消申請いたします。

※1は必須、2・3は該当する方のみご記入ください。

1. 申請者

団体名	
申請者名	印
イベント名	
利用予定日時	① 年 月 日 () : ~ :
	② 年 月 日 () : ~ :
	③ 年 月 日 () : ~ :
	④ 年 月 日 () : ~ :

2. 利用変更

変更希望日時	① 年 月 日 () : ~ :
	② 年 月 日 () : ~ :
	③ 年 月 日 () : ~ :
	④ 年 月 日 () : ~ :
日程以外の 利用変更	
変更理由	

3. 利用取消 (キャンセル)

取消希望日時	① 年 月 日 () : ~ :
	② 年 月 日 () : ~ :
	③ 年 月 日 () : ~ :
	④ 年 月 日 () : ~ :
取消理由	

受付番号	
受付日	

富士見通りほこみち利用料返還申請書

以下のとおり、富士見通りほこみち利用を取り消したため、利用料の返還申請をいたします。

1. 申請者

団体名	
申請者名	印
イベント名	
利用予定日時	① 年 月 日 () : ~ :
	② 年 月 日 () : ~ :
	③ 年 月 日 () : ~ :
	④ 年 月 日 () : ~ :

2. 返還を申請する内容

取消した イベントの日時	① 年 月 日 () : ~ :
	② 年 月 日 () : ~ :
	③ 年 月 日 () : ~ :
	④ 年 月 日 () : ~ :
取消理由	
警報等の場合 名称 発出時間・地域	

3. 利用料の返還

支払済利用料	※振込手数料・換金手数料を 円 差し引いて返金いたします			
返還希望 銀行口座	銀行名		支店名	
	種別	普通 当座	口座番号	
	名義人カナ			

※申請いただいた内容に基づき、返還日等をご連絡いたします。

発行番号	
承認日・請求日	令和 年 月 日

富士見通りほこみち利用承認通知書兼請求書

承認者・請求者：木更津市中心市街地活性化協議会
会長 北野 幸樹

住 所：木更津市富士見1-2-1
電 話 番 号：0438-

以下のとおり、富士見通りほこみち利用を承認し、合わせて利用料をご請求いたします。

1. 申請者

団体名	
団体代表者名 または個人名	様

2. 承認内容

イベント名						
実施承認日 及び区画	1	令和 年 月 日 ()	: ~	: 区画:	料金:	
	2	令和 年 月 日 ()	: ~	: 区画:	料金:	
	3	令和 年 月 日 ()	: ~	: 区画:	料金:	
	4	令和 年 月 日 ()	: ~	: 区画:	料金:	
オプション	電源使用	<input type="checkbox"/> あり	料金:			
	水栓使用	<input type="checkbox"/> あり	料金:			
	ワンタッチテント借用	<input type="checkbox"/> あり (張)	料金:			
	折り畳みテーブル借用	<input type="checkbox"/> あり (台)	料金:			
	折り畳みチェア借用	<input type="checkbox"/> あり (脚)	料金:			
利用料金合計 (税込)						

利用料金請求書

利用料請求金額 (税込)	金 円			
アクアコイン 支払いの場合	2次元コード			
銀行振込の場合	銀行名		支店名	
	種別	普通 当座	口座番号	
	名義人カナ			

以上

発行番号	
発行日	令和 年 月 日

富士見通りほこみち利用申請却下通知書

発 出 者：木更津市中心市街地活性化協議会
会長 北野 幸樹
住 所：木更津市富士見1-2-1
電 話 番 号：0438-

以下のとおり、富士見通りほこみち利用申請がありました。承認できませんのでお知らせします。

1. 申請者

団体名	
団体代表者名 または個人名	様

2. 申請内容

イベント名	
実施日 及び区画	1 令和 年 月 日 () : ~ : 区画:
	2 令和 年 月 日 () : ~ : 区画:
	3 令和 年 月 日 () : ~ : 区画:
	4 令和 年 月 日 () : ~ : 区画:
オプション	電源使用 <input type="checkbox"/> あり ワンタッチテント借用 <input type="checkbox"/> あり (張) 折り畳みテーブル借用 <input type="checkbox"/> あり (台) 折り畳みチェア借用 <input type="checkbox"/> あり (脚)

承認できない理由

理由	
----	--

以上

令和8年2月19日

富士見通り活性化部会委員 様

富士見通り活性化部会長

富士見通りほこみち利用ルールブック（案）に対する意見について

別添のルールブック（案）をご確認いただき、内容に関するご意見・ご要望等がございましたら、下記によりご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出方法（以下のいずれか）

（1）専用フォームによる提出

（URL <https://logoform.jp/f/1FJer>）



フォームからの
ご意見はこちら↑

（2）電子メールによる提出

（E-mail machidukuri-2@outlook.jp）

2 提出期限

令和8年2月26日（木曜日）

3. その他

ご提出いただきましたご意見を参考に修正案を作成し、あらためて照会させていただきます。

以上

ご連絡先

木更津市中心市街地活性化協議会

富士見通り活性化部会 事務局

一般社団法人まちづくり木更津 葉山

TEL 0438-38-6430

E-mail machidukuri-2@outlook.jp